

令和6年  
9月号

# 広報なかばる

作成者  
佐賀県鳥栖警察署  
中原警察官駐在所  
古賀 統暉

回覧

## 秋の交通安全県民運動

令和6年9月21日(土)  
～30日(月)



秋の交通安全県民運動は「やめよう！佐賀のよかろうもん運転」をスローガンに、10日間実施されます。

### 1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止

- 反射材の着用等  
朝夕の薄暗い時間帯や夜間は、視認性が低下するため、ドライバーから歩行者の姿が見えにくくなります。  
外出する時は「反射タスキやリストバンドなどの反射材を身につける」、「白や黄色などの明るい色の服を着用する」、「懐中電灯などの照明器具を活用する」などして、周りに自分の存在を知らせるようにしましょう。
- 歩行者の交通ルール遵守等の徹底  
斜め横断や車両通過の直前直後の横断は禁止されています。  
横断歩道が近くにあるところでは、横断歩道を渡りましょう。



### 2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶

- 夕暮れ時以降の交通事故防止  
夕暮れ時は、早めのライト(前照灯)点灯を心がけましょう
- 飲酒運転の根絶  
飲酒運転による交通事故は後を絶ちません。  
地域全体で「飲酒運転し(四)ない」運動に取り組み、  
飲酒運転を根絶しましょう。
- 妨害運転(いわゆる「あおり運転」)の防止  
「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転をして、妨害運転を防止しましょう。

#### 飲酒運転し(四)ない運動

- 運転するなら酒を飲まない
- 酒を飲んだら運転しない
- 運転する人に酒をすすめない
- 酒を飲んだ人に運転をさせない



### 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

- 自転車等ヘルメット着用の徹底  
自転車や特定小型原動機付自転車を利用する方は、ヘルメット着用が努力義務となっています。  
命を守るためにヘルメットを着用しましょう。
- 交通ルールの遵守  
自転車は、便利な交通手段ですが、被害者のみならず、加害者になる可能性もあります。  
また、特定小型原動機付自転車も、原付バイクや自転車と同じ「車」の仲間です。(運転ができるのは16歳以上から)  
交通ルールと手続きをしっかりと確認し、安全に利用しましょう。

#### 自転車安全利用五則

- 車道が原則、左側を通行  
歩行は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライト点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用



### 4 スマートフォン使用時のながら運転の根絶

佐賀県では、いまだ、スマートフォン使用等のながら運転の根絶には至っていません。  
スマートフォン使用等のながら運転は悪質・危険な運転であることから、絶対にやめましょう。  
また、令和6年11月1日施行予定の改正道路交通法により、自転車に対しての罰則が整備されます。  
対象となるのは、自転車運転中のスマートフォン使用等の「ながらスマホ」と「酒気帯び運転」です。

## 令和6年度 警察官B・警察行政(高卒程度) 採用試験情報

#### 【警察官B】

- 受験申込受付期間  
令和6年8月15日(木)～9月13日(金)
- 第1次試験日(全試験区分)  
令和6年10月20日(日)

#### 【警察行政(高卒程度)】

- 受験申込受付期間  
令和6年8月上旬～中旬
- 第1次試験日  
令和6年9月29日(日)

警察官募集



- ◆ 問合せ先(佐賀県警察本部警務課採用係)  
〒840-8540 佐賀市松原一丁目1番16号  
電話 0952-24-1111(代表)

【佐賀県警察採用係Instagram】 【佐賀県警察公式YouTube】



@SAIYOU\_SAGA\_POLICE

